

# 神 戸 市 公 報

発 行 所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神 戸 市 役 所

発行日毎 週 火 曜 日

目	次
---	---

# 告 示

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に 係る団体の告示事項の一部変更(公益財団 法人 神戸国際コミュニティセンター)

「行財政局税務部市民税課」 5600

▽個人の市民税の控除の対象となる寄附金に 係る団体の指定(特定非営利活動法人 Future Code)「行財政局税務部市民税課

Future Code) [行財政局税務部市民税課] 5600 ▽神戸市公印規則により印影等を印刷するこ

とができる文書の名称、使用公印の名称等

[行財政局業務改革課] 5601

▽神戸港の臨港地区の分区指定(平成5年3 月告示第364号)により指定した区域の

一部改正及び変更 [港湾局港湾計画課] 5601

▽地縁による団体の認可についての告示事項 の変更(花山台自治会)

[企画調整局つなぐラボ] 5601

▽神戸市公印規則により印影等を印刷することができる文書の名称、使用公印の名称等

[行財政局業務改革課] 5602

▽土壌汚染対策法第6条第1項に基づく「要 措置区域」の指定[環境局環境保全指導課] 5603

▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律による指定障害福祉 サービス事業者の指定[福祉局監査指導部] 5603

▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律による指定障害福祉 サービス事業者の廃止「福祉局監査指導部」 5606

▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

支援するための法律による指定特定相談支援事業者の廃止 「短趾早駐本埠道郊」 560

援事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5606 ▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業

者の指定 「福祉局監査指導部」 5607

▽児童福祉法による指定障害児通所支援事業

せの底」 「長り日野木野茶柳」 50

者の廃止 [福祉局監査指導部] 5609

▽児童福祉法による指定障害児相談支援事業

者の廃止 [福祉局監査指導部] 5609

(市道 神ノ木4号線) [建設局道路管理課] 5610

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始

(市道 森北町7丁目3号線)

[建設局道路管理課] 5610

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 鴨子ケ原第 21 号線)

[建設局道路管理課] 5611

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始 (市道 東灘里 125 号線)

[建設局道路管理課] 5611

▽道路法による道路の区域変更及び供用開始

(市道 森南 8 号線) [建設局道路管理課] 5612

# 公 告

▽農用地利用集積計画の決定 (一般)

[農業委員会事務局] 5612

▽農用地利用集積計画の決定 (解除条件付)

「農業委員会事務局」 5619

▽大規模小売店舗立地法第6条第2項に基 づく変更の届出(ケーズデンキ北神戸鹿の

子台店) [経済観光局経済政策課] 5622

▽総合評価落札方式一般競争入札による契約 の締結(神戸市納税案内センター業務委

託) [行財政局税務部収税課] 5624

▽一般競争入札による特定調達契約の締結に 関する変更(神戸市役所本庁舎2号館再整 備事業)

[都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課] 5627 ▽開発行為に関する工事の完了(西区岩岡町)

[都市局指導課] 5628

▽開発行為に関する工事の完了(垂水区名谷

町字横尾) [都市局指導課] 5629

▽開発行為に関する工事の完了(東灘区住吉

浜町) [都市局指導課] 5629

▽放置物件の撤去及び保管

[港湾局神戸港管理事務所] 5629

▽開発行為に関する工事の完了(北区谷上南

町) [都市局指導課] 5630

▽開発行為に関する工事の完了(北区上津台

6 丁目) [都市局指導課]

▽開発行為に関する工事の完了(西区伊川谷

町) [都市局指導課] 5631 ▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事

業の認可(3.4.96号 星陵台舞子坂線)

[建設局道路工務課] 5631

5631

▽都市計画法による神戸国際港都建設道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧(3,4.

96号 星陵台舞子坂線) [建設局道路工務課] 5632

#### 区 役 所

▽行旅死亡人 [北区保健福祉部生活支援課] 5633

# 水 道 局

▽神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程 [水道局経営企画課] 5634 ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結(寺谷連絡管流量制御室流量制御盤他更新工事) [水道局施設課] 5637

# 交 通 局

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(西神中央駅照明設備改修工事)

[交通局経営企画課] 5639

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(西神・山手線 新長田駅大規模改 修工事)) [交通局経営企画課] 5642

▽一般競争入札による契約の締結(交通局所

管物件 有野営業所跡地の売払い)

[交通局営業推進課] 5644

▽事後審査型制限付一般競争入札による契約 の締結(西神・山手線 新長田駅大規模改 修電気設備工事) 「交通局経営企画課」 5647

# 監査委員

▽監査公表 [監査事務局第1課] 5649

# 告 示

#### 神戸市告示第687号

神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第23条の2第1項第3号の規定に基づき、平成26年9月18日付け神戸市告示第348号で、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体として指定した法人又は団体より、告示事項の一部変更の届出があったので、次のとおり告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久 元 喜 造

5600

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
	平成26年9月16日	公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター
20140010	(平成26年1月1日以後	理事長 武田 廣
	に支出された寄附金)	神戸市長田区腕塚町5丁目3番1号

#### 変更事項及びその内容

# (1) 名称

「公益財団法人 神戸国際協力交流センター」 を「公益財団法人 神戸国際コミュニティセンター」に改める。

# (2) 代表者の氏名

「理事長 矢田 立郎」を「理事長 武田 廣」に改める。

#### (3) 主たる事務所の所在地

「神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号神戸商工貿易センタービル2階」を「神戸市長田 区腕塚町5丁目3番1号」に改める。

#### 神戸市告示第688号

神戸市市税条例(昭和25年8月条例第199号)第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人又は団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和4年1月25日

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
	令和4年1月19日	特定非営利活動法人 Future Code
20210008	(令和3年9月23日から	理事長 大類 隼人
	令和8年9月22日までに	神戸市中央区小野柄通6丁目1-22-602

支出された寄附金)
-----------

#### 神戸市告示第689号

神戸市公印規則 (昭和52年3月規則第111号) 第8条第1項の規定により印影等を印刷する ことができる文書の名称、使用公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸法を、同条第2項 の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月25日

神戸市長 久 元 喜 造

文 書 名	使 用 公 日	印影等の寸法	
文書名	名 称 様 式	書 体	(ミリメートル)
老眼大学修了証書	表彰等専用 4の2	れい書	方30

# 神戸市告示第690号

神戸港の臨港地区の分区指定 (平成5年3月告示第364号)の一部を次のように改正し、商港区の区域を一部変更する。変更後の区域に係る図面は神戸市港湾局港湾計画課に備え付ける。

令和4年1月25日

神戸港港湾管理者 神戸市 代表者 神戸市長 久 元 喜 造

表商港区の項中「神戸市港湾局計画部港湾計画課」を「神戸市港湾局港湾計画課」に、同表工業港区の項中「神戸市港湾局計画部港湾計画課」を「神戸市港湾局港湾計画課」に改め、同表マリーナ港区の項中「神戸市港湾局計画部港湾計画課」を「神戸市港湾局港湾計画課」に改め、同表修景厚生港区の項中「神戸市港湾局計画部港湾計画課」を「神戸市港湾局港湾計画課」に改める。

#### 神戸市告示第707号

次の地縁による団体について、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第260条の 2 第11項の規定により、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年1月27日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

- (1) 名称
  - 花山台自治会
- (2) 主たる事務所 神戸市北区花山台17番1号
- (3) 代表者の氏名 香山 智子
- (4) 代表者の住所 神戸市北区花山台20番8号
- 2 変更があった事項及びその内容
  - (1) 令和2年4月14日に変更があった事項及びその内容
    - ア 代表者の氏名

「三方 健司」を「飯田 毅」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市北区花山台16番15号」を「神戸市北区花山台6番8号」に改める。

- (2) 令和3年4月11日に変更があった事項及びその内容
  - ア 代表者の氏名

「飯田 毅」を「香山 智子」に改める。

イ 代表者の住所

「神戸市北区花山台6番8号」を「神戸市北区花山台20番8号」に改める。

# 神戸市告示第708号

神戸市公印規則 (昭和52年3月規則第111号) 第9条第1項の規定により電子印を使用する ことができる文書の名称、電子計算機に記録する公印の名称、様式及び書体並びに印影等の寸 法を、同条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年1月27日

文 書 名	電子計算標	幾に記録す	印影等の寸法	
人 音 石 	名 称	様 式	書 体	(ミリメートル)
感染症にかかっていること及び就業制限に関 する通知書	市長の印	62号	れい書	方21
入院勧告通知書	市長の印	62号	れい書	方21
入院措置実施通知書	市長の印	62号	れい書	方21
入院期間延長通知書	市長の印	62号	れい書	方21
確認通知書	市長の印	62号	れい書	方21

# 神戸市告示第709号

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり要措置区域に指定する。

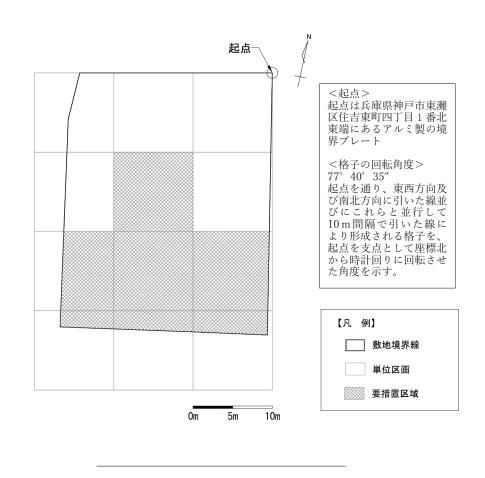
令和4年1月27日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
  - 東灘区住吉東町4丁目1番の一部(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
  - テトラクロロエチレン
- 3 講ずべき指示措置

土壌汚染対策法施行規則別表第6の2の項の中欄に定める「原位置封じ込め」又は「遮水工封じ込め」

別図



#### 神戸市告示第712号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和4年2月8日

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2810501441	ほーぷぴくちゃー	兵庫県神戸 市兵庫区夢 野町2-3	<ul><li>一般社団法</li><li>人ウォール</li><li>ナット</li></ul>	兵庫県神戸 市兵庫区夢 野町2-3	令和4年1 月1日	同行援護
2810501722	e n y	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町1丁目 9-4-1 F	株式会社ボン	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町1丁目 15番6号2 F	令和4年1 月1日	居宅介護
2810501722	e n y	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町1丁目 9-4-1 F	株式会社ボン	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町1丁目 15番6号2 F	令和4年1 月1日	重度訪問介護
2810501722	e n y	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町1丁目 9-4-1 F	株式会社ボン	兵庫県神戸 市兵庫区荒 田町1丁目 15番6号2 F	令和4年1 月1日	同行援護
2810501730	またあした	兵庫県神戸 市兵庫区本 町2丁目3 -25GNビ ル1階	株式会社また明日	大阪府吹田 市春日3丁 目17番93号	令和4年1 月1日	居宅介護
2810501730	またあした	兵庫県神戸 市兵庫区本 町2丁目3 -25GNビ ル1階	株式会社また明日	大阪府吹田 市春日3丁 目17番93号	令和4年1 月1日	重度訪問分護
2810501730	またあした	兵庫県神戸 市兵庫区本 町2丁目3 -25GNビ ル1階	株式会社また明日	大阪府吹田 市春日3丁 目17番93号	令和4年1 月1日	同行援護
2810601753	訪問介護事 業所かなえ 場	兵庫県神戸 市長田区駒 ケ林町3-	株式会社Happy	兵庫県神戸 市長田区二 葉町1丁目	令和4年1 月1日	同行援護

		14-8		1 - 8		
2810801809	ヘルパース テーション Pono	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子5丁目 2番11号	株式会社A i o l i t e	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子5丁目 2番11号	令和4年1 月1日	居宅介護
2810801809	ヘルパース テーション Pono	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子5丁目 2番11号	株式会社A iolit e	兵庫県神戸 市垂水区西 舞子5丁目 2番11号	令和4年1 月1日	重度訪問分護
2815001637	ライフサポ ート結び. Sinse	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々谷6- 5 おじま ビルA-2	合同会社ラ イフサポー ト結び	兵庫県神戸 市灘区山田 町3丁目2 番26号六甲 S K ビ ル 301	令和4年1 月1日	居宅介護
2815001637	ライフサポ ート結び. Sinse	兵庫県神戸 市北区山田 町上谷上字 古々谷6- 5 おじま ビルA-2	合同会社ラ イフサポー ト結び	兵庫県神戸 市灘区山田 町3丁目2 番26号六甲 S K ビ ル 301	令和4年1 月1日	重度訪問之護
2815001645	t e a m. F	兵庫県神戸 市北区松が 枝町2丁目 1番24号山 内ビル203 号	合同会社 t e a m. F	兵庫県神戸 市北区松が 枝町2丁目 1番24号	令和4年1 月1日	居宅介護
2815001645	t e a m. F	兵庫県神戸 市北区松が 枝町2丁目 1番24号山 内ビル203 号	合同会社 t e a m. F	兵庫県神戸 市北区松が 枝町2丁目 1番24号	令和4年1 月1日	重度訪問犯護
2810801791	虹の懸け橋	兵庫県神戸 市垂水区星 が丘3丁目 8-21	一般社団法人正光会	兵庫県神戸 市灘区八幡 町1丁目9 番7号1階 北	令和4年1 月1日	就労継続う援(B型)

2815102005	グローバル ・コンセプ ト神戸	兵庫県神戸 市中央区西 町35番地三 井神戸ビル 4階	ピープリン クス株式会 社	京都府京都 市中京区蛸 薬師通鳥丸 西入橋弁慶 町234番地 MJP鳥丸 ビル5階	令和4年1 月1日	就労継続支援(A型)
2820200059	アップルホ ーム	兵庫県神戸 市灘区烏帽 子町2丁目 1-8	一般社団法 人ひきこも りねっと	大阪府大阪 市中央区大 手通三丁目 3番6号本 町橋ビル5 階	令和4年1 月1日	共同生活援助
2820600142	プラスハウス	兵庫県神戸 市長田区前 原町1丁目 9-1	一般社団法 人FANC Y	兵庫県神戸 市長田区前 原町一丁目 9-1	令和4年1 月1日	共同生活援助

#### 神戸市告示第713号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号) 第46条第2項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51条第 2号の規定により告示する。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービスの 種類
2810500161	ステップケア	兵庫県神戸 市兵庫区西 柳原町4- 22-201	有限会社阪神メディプラン	兵庫県神戸 市兵庫区西 柳原町4- 22-201	令和3年12 月31日	重度訪問介護

#### 神戸市告示第714号

次の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17年法律第123号)第51条の25第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第51 条の30第2項第2号の規定により告示する。

令和4年2月8日

# 神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービスの 種類
2835100054	障害者相談 センター花 しずく	兵庫県神戸 市中央区雲 井通5丁目 3-1 サ ンパルビル 2階	特定非営利 活動法人 KOBE 楽 農菜園	兵庫県神戸 市灘区篠原 本町4丁目 6番19-201 号	令和3年11 月30日	計画相談支援
2830100091	相談支援事業所 モリウス	兵庫県神戸 市中央区熊 内町 4-6 -17	株式会社キアルモ	兵庫県神戸 市中央区熊 内町4丁目 6番17号	令和3年12 月31日	計画相談支援
2835000098	かいてき支 援センター	兵庫県神戸 市北区南五 葉1丁目3 番17号	株式会社か いてき介護 サービス	兵庫県神戸 市北区南五 葉1丁目3 番17号	令和3年12 月31日	計画相談支援

#### 神戸市告示第715号

次の事業者について、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者の指定をしたので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和4年2月8日

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	指定年月日	サービスの 種類
2850200847	アートチャ イルドケア SEDスク ール神戸王 子	兵庫県神戸 市灘区王子 町1丁目3 番6号パー クビュー王 子駅前3階	アートチャ イルドケア 株式会社	東京都品川 区東品川一 丁目3番10 号	令和4年1 月1日	放課後等デ イサービス
2855200297	オペラLA BOwest	兵庫県神戸 市西区持子 3丁目19-	一般社団法 人オペラホ リスティッ	兵庫県神戸 市灘区桜口 町3丁目1	令和4年1 月1日	児童発達支 援

		1 コカワ ビル2F	ク協会	番9号		
2855200297	オペラLA BOwest	兵庫県神戸 市西区持子 3丁目19- 1 コカワ ビル2F	一般社団法 人オペラホ リスティッ ク協会	兵庫県神戸 市灘区桜口 町3丁目1 番9号	令和4年1 月1日	放課後等ライサービス
2855100158	Lii s ports studi o 神戸元 町	兵庫県神戸 市中央区三 宮町3丁目 9-15東亜 ビルB1階	株式会社リイ	愛知県名古 屋市昭和区 御器所2丁 目2-36	令和4年1 月1日	児童発達を援
2855100158	Lii s ports studi o 神戸元 町	兵庫県神戸 市中央区三 宮町3丁目 9-15東亜 ビルB1階	株式会社リイ	愛知県名古 屋市昭和区 御器所2丁 目2-36	令和4年1 月1日	放課後等ライサービス
2850700101	放課後等デ イサービス ウィズ・ユ ー妙法寺	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑東町19 番地7 サ ンビレッジ 北須磨101 号	合同会社 ウィズホープ	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑東町19 番地の7サ ンビレッジ 北須磨101 号	令和4年1 月1日	児童発達を接
2850700101	放課後等デ イサービス ウィズ・ユ ー妙法寺	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑東町19 番地7 サ ンビレッジ 北須磨101 号	合同会社 ウィズホープ	兵庫県神戸 市須磨区多 井畑東町19 番地の7サ ンビレッジ 北須磨101 号	令和4年1 月1日	放課後等されてサービス
2855000200	スタジアム	兵庫県神戸 市北区花山 台2番6号 ラムール花 山A棟2階	有限会社スタジアム	大阪府枚方 市堂山1丁 目1番6号	令和4年1 月1日	児童発達を接
2855000200	スタジアム	兵庫県神戸 市北区花山	有限会社ス タジアム	大阪府枚方 市堂山1丁	令和4年1 月1日	放課後等さ

Γ			
l	台2番6号	目1番6号	
l	ラムール花		
l	山A棟2階		

# 神戸市告示第716号

次の事業者について、児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の5の20第4項の規定による事業の廃止の届出があったため、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

事業所番号	事業所等の 名称	事業所等の 所在地	指定申請者 の名称	指定申請者 の所在地	廃止年月日	サービスの 種類
2855000630	放課後等デ イサービス FROG	兵庫県神戸 市北区花山 台2番6号 ラムール花 山 A 棟201 号	合同会社フロッグ	兵庫県神戸 市北区花山 台2番6号 ラムール花 山 A 棟202 号	令和3年12 月31日	児童発達支援
2855000630	放課後等デ イサービス FROG	兵庫県神戸 市北区花山 台2番6号 ラムール花 山 A 棟201 号	合同会社フロッグ	兵庫県神戸 市北区花山 台2番6号 ラムール花 山 A 棟202 号	令和3年12 月31日	放課後等デ イサービス

# 神戸市告示第717号

次の事業者について、児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止の届出があった ため、同法第24条の37第2号の規定により告示する。

令和4年2月8日

事業所番号	事業所等の 名称		事業所等の	指定申請者	指定申請者	廃止年月日	サービスの
尹未川借与			所在地	の名称の所在地		<b>光</b>	種類
2870100084	相談支援	爰事	兵庫県神戸	株式会社キ	兵庫県神戸	令和3年12	障害児相談
2010100004	業所 モ	モリ	市中央区熊	アルモ	市中央区熊	月31日	支援

ウス	内町 4-6	内町4丁目	
	-17	6番17号	

# 神戸市告示第718号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区	間	新旧 別	延 (メー	長 トル)	幅 (メー	員 トル)
市道	神ノ木4号線	神戸市灘区神ノ木通 1番8地先から	丁目1	新		2. 80		6. 00
		神戸市灘区神ノ木通 3番8地先まで	丁目1	旧		2. 80		6. 00
		神戸市灘区神ノ木通 ] 番 5 地先から	丁目1	新		2. 10		5. 90
		神戸市灘区神ノ木通 3 番 5 地先まで	丁目1	旧		2. 10		5. 90

#### 神戸市告示第719号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	改	4	目目	新旧	延長	幅員
種類	路線名		間	別	(メートル)	(メートル)

市道	森北町7丁目	神戸市東灘区森北町7丁目	新	1. 00	7. 00
	3号線	744番224地先から			
		神戸市東灘区森北町7丁目	旧	1.00	7. 00
		744番224地先まで			

# 神戸市告示第720号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	<u>X</u>	間	新旧 別	延 (メー	長 トル)	幅 (メー	員 トル)
市道	鴨子ケ原第21 号線	神戸市東灘区鴨子 20番29地先から	<b>学</b> ケ原2丁目	新		2. 80		6. 00
	- July	神戸市東灘区鴨子 20番29地先まで	子ケ原2丁目	旧		2. 80		6. 00

# 神戸市告示第721号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の	路線名	区	間	新旧	延	長	幅	員
種類			l±1	別	(メー	トル)	(メー	トル)
市道	東灘里125号	神戸市東灘区岡	本7丁目25番	新		3. 60		6.00
	線	2地先から						
		神戸市東灘区岡	本7丁目25番	旧		3. 60		4. 80

2 地先まで

# 神戸市告示第722号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和4年2月9日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年2月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の 種類	路線名	区	間	新旧別	延 (メー	長 トル)	幅 (メー	員・トル)
市道	森南 8 号線	神戸市東灘区系 412番1地先から		新		2. 50		5. 80
		神戸市東灘区系 412番1地先まで		旧		2. 50		5. 80

公 告

#### 神戸市公告第1073号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年1月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

#### (3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。また、乙は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号) 第20条に規定する知事の承認を受けたときは、農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

#### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合(農地利用集積円滑化団体)、(公社)ひょうご農林機構 (農地中間管理機構)については、この限りではない。

#### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

# (6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。
- エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

# (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

#### (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (一般)

加红 (加久)								
		利用権を設定	定する土地	設定する	利用権			
利用権の設定 を受ける者	利用権を設定する者	土地の所在地	現況地目	開始年月日	貸借料	権利の種類	内容(土地の利 用目的を含む。)	借賃の支払の 方法
		工地の所任地	認定面積m²	終了年月日	作物			
明石市大久保 町 寺岡 茂喜	明石市材木町	西区平野町堅 田字栗町 162	田 1,609	令和4年4月1日 令和5年3月31日	16,090円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。
明石市松江 伊藤 昌恭	神戸市西区伊 川谷町 金月 薫	西区伊川谷町 小寺字吉末 125-2	田 1,066	令和4年4月1日 令和5年3月31日	30kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月 20日までに借 賃の全量を甲 の住所へ持参 する。
神戸市西区伊 川谷町 金月 繁範	神戸市西区伊川谷町 金月 薫	西区伊川谷町 小寺字吉末 135	田 3,077	令和4年4月1日 令和5年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月 20日までに借 賃の全額を甲 の住所へ持参 する。
神戸市西区伊 川谷町 赤松 良英	神戸市西区伊 川谷町 重塚 勝三	西区伊川谷町 長坂字池田 102	田 3, 082	令和4年4月1日 令和5年3月31日	52,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	令和4年12月 20日までに信 賃の全額を日 の住所へ持参 する。
神戸市西区玉 津町 日高 健一	神戸市西区桜 が丘東町 村上 惠美子	西区玉津町高 津橋字馬掛原 787-1		本公告日 令和5年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区玉 津町 日髙 健一	神戸市西区伊 川谷町 谷川 義和	西区玉津町高 津橋字馬掛原 793		本公告日 令和5年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに借賃の 全額を甲の4 所へ持参する
神戸市西区伊	神戸市西区伊	西区伊川谷町	田	令和4年4月1日	300kg/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日

川谷町 定連 克己	川谷町 山田 茂之	小寺字芝 416	3, 246	令和7年3月31日				までに当該 に係る借賃 全量を甲の 所へ持参す
神戸市西区池 上 西名 晴輝	東京都立川市 曙町 松下 欣史	西区伊川谷町 長坂字玉子原 477	畑 1,618	令和4年4月1日 令和7年3月31日	21,407円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借り 全額を甲の 定する預金 座へ振り込
神戸市北区山 田町 中西 賢	神戸市台 竹中戸市市 田町 竹中戸戸町 竹中戸戸町 竹中 市市町 中 市町 中 中 市町 中 中 田町 中 中 田町 中 田町 中 田	野字中曾根 10-1 北区山田町原 野字中曾根 13-1 北区山田町原 野字中曾根	H 500 H 718 H 1, 418	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区山 田町 中西 賢	神戸市北区八多町 半子 神戸市北区山田町 今藤 由加里区東落合 岩本 昌代	北区山田町原 野字中曾根 11-1	田 1,546	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区道 場町 鍛治 正史 神戸市北区道	場町 西垣内 靜世	字大歳前 1054 北区道場町塩 田字灯籠 710-1	田 3, 140 田 1, 313	本公告日 令和8年12月31日 本公告日	31,400円/1筆 13,130円/1筆 23,800円/1筆		水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 定する預金 座へ振り込 毎年12月20
場町 本下 健二	場町 木下 博司	田字東城谷 1138	2, 171	令和8年12月31日	20,000  ]/ 1 =	<b>贝</b> 只用惟以 <b>心</b>	<b>ЖШЕ О С</b> АЧ/П	までに当該 に係る借賃 全額を甲の 所へ持参す
神戸市北区淡 河町 今井 三代治	神戸市北区淡河町 笹尾 茂子	北区淡河町神 田字上池 1688	田 749	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区淡 河町 今井 三代治	神戸市北区淡河町 押場 博史	北区淡河町神 田字上池 1691	田 777	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市北区山 田町 湯本 正忠	神戸市北区山田町 永原 昌義	北区山田町福 地字八田 26-2 北区山田町中 字下津イ 21 北区山田町中 客-1 北区山田町中 字合ノ元 9 北区山田町中 字合ノ元 9 北区山田町中 13-1	田 335 田 287 田 1,648の内 1,603 田 1,011 田 426	本公告日 令和8年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
明石市魚住町 秦野 智之	神戸市西区神出町		田 480	本公告日 令和8年3月31日	4,800円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該

	14 11. 2	T 2 /1 0		IT /	111 4	TIX 2	L, OL LOCK	00
	野間 照賀	451 西区神出町紫 合字北岡 453	田 600		6,000円/1筆			に係る借賃で 全額を甲の 定する預金 座へ振り込。 又は甲の住 へ持参する。
明石市魚住町	神戸市西区福吉台 濱口 眞三	西区岩岡町古 郷字白古瀬 2829- 1	田 1,947	本公告日 令和8年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町 前開字古畑 130-1	田 1,286	本公告日 令和8年3月31日	10,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに借賃 全額を甲の
古畑 正朔	金澤 正博	西区伊川谷町 前開字古畑 133	959		5,000円/1筆			所へ持参る。
神戸市西区神 出町 鈴木 加奈子	神戸市西区神 出町 藤本 忠弘	西区神出町東 字池ノ上 2055- 2	田 660	本公告日 令和8年3月31日	4, 290円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに借賃 全額を甲の 所へ持参す
神戸市西区神 出町 鈴木 加奈子	神戸市西区神 出町 溝端 康浩	西区神出町東 字池ノ内 2094	田 1,937	本公告日 令和8年3月31日	12,591円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに借賃 全額を甲の 所へ持参する
神戸市西区神出町		西区神出町東字堀切	田 1,623	本公告日 令和8年3月31日	10,550円/1筆14,723円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該
鈴木 加奈子	松本 雅浩	2320 西区神出町東 字堀切 2328	田 2, 265					に係る借賃 全額を甲の 定する預金 座へ振り込む
神戸市西区神 出町	神戸市西区神出町	西区神出町東 字池ノ上 2055-1	田 1,849	本公告日 令和8年3月31日	12,019円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに借賃 全額を甲の
鈴木 加奈子	藤神ケ 藤井戸丘 井戸丘 井 府町 藤大舟 藤神吹 藤大舟 藤神吹 藤大舟 藤神吹 藤神吹 藤神吹 藤井戸台 井戸古 端西町 靖生							所へ持参す
神戸市西区前 開南町 廣澤 良介	神戸市西区伊 川谷町 原 幹男	西区伊川谷町 長坂字文藏 214-1	田 2, 293	本公告日 令和8年3月31日	20,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 定する預金 座へ振り込む
神戸市西区岩 岡町 梅谷 宏樹	明石市魚住町 梅谷 和仁	西区岩岡町野 中字神出道上 1247		本公告日 令和8年3月31日	12,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 定する預金 座へ振り込む
神戸市垂水区 美山台 土田 正弘	神戸市西区伊 川谷町 石本 修一	西区伊川谷町 前開字松本坊 191-1		令和4年4月1日 令和9年3月31日	50,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 所へ持参する
神戸市西区伊 川谷町 定連 克己	神戸市西区伊 川谷町 小西 清正	西区伊川谷町 小寺字ハザカ86	田 2,948	令和4年4月1日 令和9年3月31日	50,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 所へ持参す
神戸市西区伊 川谷町 清水 要	神戸市西区伊 川谷町 松井 儀智	西区伊川谷町 長坂字池田 105	田 2, 012	令和4年4月1日 令和9年3月31日	30,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の

								定する預金 座へ振り込む
神戸市西区伊 川谷町 赤松 常男	神戸市西区伊 川谷町 松下 良子	西区伊川谷町 長坂字文藏 215-2	田 2, 102	令和4年4月1日 令和9年3月31日	31,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 所へ持参する
神戸市西区伊 川谷町 正井 節	神戸市西区伊 川谷町 岸野 敏數	西区伊川谷町 長坂字玉子原 469 西区伊川谷町 長坂字玉子原 473		令和4年4月1日 令和9年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市垂水区 星陵台 又江 真樹	神戸市西区白 水 中田 義廣	西区伊川谷町 井吹字登り立 877		令和4年4月1日 令和9年3月31日	18,500円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 定する預金 座へ振り込む
神戸市北区長尾町 北野 武志	神戸市北区長尾町	北区長尾町宅 原3867 北区長尾 町宅 原9本 北区長太田 3893 北区字太田 3914 北区字太田 3915 北区長尾町宅 第915 北区長尾町宅 第920 北区長太田 3920 北区長太田 3920 北区長太田 3922 北区長太田 3922 北京学太 第922 北京学太 第922 北京学太 第922 北京学太 第922 北京学太 第922 北京学太 第922 北京学太 第922 北京学太 第923	2, 115 H 2, 506 H 1, 595 H 350 H 1, 663	本公告日 令和11年12月31日	16, 280円 / 1 筆 19, 890円 / 1 筆 28, 110円 / 1 筆 14, 760円 / 1 筆 4, 550円 / 1 筆 15, 520円 / 1 筆 18, 370円 / 1 筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る情 を報 を明 の 持 参 す
神戸市北区道 場町 塚本 博己	神戸市北区道 場町 紺田 悟史	北区道場町塩 田字東谷 221 北区道場町塩 田字東大深 283	田 1, 115 田 1, 994	本公告日 令和13年12月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市西区学園東町	神戸市西区伊 川谷町 古畑 正朔	西区伊川谷町 前開字密教坊 245	田 532	本公告日 令和13年3月31日	5,000円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 所へ持参す
神戸市長田区 鶯町 白國 治男	神戸市西区伊 川谷町 丹家 元陽	西区伊川谷町 前開字石戸 392 西区伊川谷町 前開字向井 1986	田 1, 262 田 1930の内 768	令和4年4月1日 令和14年3月31日	30,000円/1筆 18,400円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 所へ持参す
神戸市西区伊 川谷町 北井 克枝	神戸市西区伊 川谷町 松井 顕	西区伊川谷町 長坂字合助 20-2	田 2, 471	令和4年4月1日 令和14年3月31日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市垂水区 舞子台 上野 浩	神戸市長田区 駒ヶ林町 辰巳 昭子 神戸市須磨区 高倉台 廣田 忠生	西区伊川谷町 上脇字中川 346-1	田 1,613	令和4年4月1日 令和14年3月31日	16,130円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の 定する預金 座へ振り込む
神戸市西区伊川谷町	神戸市西区伊川谷町	西区伊川谷町 井吹字栗木谷 816 西区伊川谷町	畑 1,504	令和4年4月1日 令和14年3月31日	10,000円/1筆 5,000円/1筆	賃貸借権設定	普通畑として利用	毎年12月20 までに当該 に係る借賃 全額を甲の

	77144	年2月8		伊 尸	巾公	<b>学</b> 校	第3745号	561
		井吹字栗木谷 1453	676					所へ持参する。
神戸市中央区 下山手18 目 7 - 18 公益社団法人 公ようご農林 機構 理事長 新岡 史朗	場町 宇津 睦之 神戸市北区道	北区道場町塩 田字塚ヶ坪 1103	田 1,135	令和4年1月31日 令和14年2月28日	11,350円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市須磨区 白川台 小林 克章	西区押部谷町 押部字今井 789 西区押部谷町 押部字今井 807	2, 211	令和4年1月31日 令和14年2月28日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手10 目 7 - 18 公益社団法人 公ようご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区神 出町 竹中 泰之	西区神出町古神字大澤763-11	田 2,618	令和4年1月31日 令和14年2月28日	15,708円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年度12月中 に乙の指定す る方法で支払 う。
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひようご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区神 出町 坊池 房之	西区神出町東 字池ノ澤 1977	田 2,920	令和4年1月31日 令和14年2月28日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 ひょうご農林 機構 理事長 新岡 史朗	出町 坊池 美鶴子	西区神出町東字南新内 1941-1 西区神出町東字南新内 1941-2	1, 756	令和4年1月31日 令和14年2月28日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 下山手通 5 T 目 7 - 18 公益社団法人 ひようご農林 機構 理事長 新岡 史朗	神戸市西区神 出町 坊池 美鶴子	西区神出町東 字山ノ口 1630 西区神出町東 字山ノ口 1646 西区神出町東 字越前 1771	1, 955 田 1, 852	令和4年1月31日 令和14年2月28日		使用貸借権設定	水田として利用	
神戸市中央区 中 中 5 丁 目 7 - 18 公益社団法人 公益よう 機構 理事長 新岡 史朗		西区神出町東 字柳原 2276	畑 1,415	令和4年1月31日 令和14年2月28日		使用貸借権設定	普通畑として利用	
神戸市中央区 下山手通5丁 目7-18 公益社団法人 機構 理事長 射開 史朗	神戸市西区神 出町 坊池 敏明	西区神出町東 字座頭谷 2347-2	田 950	令和4年1月31日 令和14年2月28日		使用貸借権設定	水田として利用	

	神戸市北区有		田	本公告日	使用貸借権設定	水田として利用	
野町	野町	郎字杉ノ元 20-1	1, 224	令和15年12月31日			
西 勉	西修	北区有野町二	田				
		郎字崎	47				
		111- 1					
		北区有野町二	田				
		郎字崎	1, 172				
		112- 1	,				
		北区有野町二	田				
		郎字崎	33				
		112-2					
		北区有野町二	田				
		郎字崎	36				
		112-3					
		北区有野町二	田				
		郎字崎	1, 342				
		113					
		北区有野町二	田				
		郎字崎	396の内70				
		114- 1					
		北区有野町二	田				
		郎字細	783				
		115					
		北区有野町二	田				
		郎字細	644				
		142					
		北区有野町二	田				
		郎字松本	641				
		151- 1					
		北区有野町二	田				
		郎字松本	25				
		151-4					

#### 神戸市公告第1074号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を次のように定めたので、同法第19条の規定により公告します。

令和4年1月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所 別表のとおり
- 2 前項に規定する者が利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積 別表のとおり
- 3 第1項に規定する者に前項に規定する土地について利用権の設定を行う者の氏名及び住所 別表のとおり
- 4 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期、 存続期間並びに借賃及びその支払の方法

別表のとおり

- 5 第1項に規定する者が設定を受ける利用権の条件 別表に定めるもののほか、次に定めるところによる。
  - (1) 借賃の支払猶予

利用権の設定を行う者(以下「甲」という。)は、災害その他やむを得ない事由のため、 利用権の設定を受ける者(以下「乙」という。)が借賃の支払期限までに借賃の支払をす ることができない場合は、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

#### (2) 借賃の減額

利用権の設定を受ける土地(以下「目的物」という。)が農地である場合において、別表に定める借賃の額が災害その他不可抗力により、30%を超える損害を被った場合、乙は、甲に対して借賃の減額を請求することができる。

減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、 神戸市が認定した額とする。

#### (3) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は、別表に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。 ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ市と協議の上、所定の手続きを経て解約することができる。

#### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙は、目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

ただし、兵庫六甲農業協同組合(農地利用集積円滑化団体)、(公社)ひょうご農林機構 (農地中間管理機構)については、この限りではない。

#### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について自らの費用 と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することが できない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合におい て、乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て、目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微 である場合は、甲の同意を要しない。

# (6) 租税公課等の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法 (昭和22年法律第185号) に基づく共済掛金及び 賦課金を負担する。
- ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金、水利費その他の費用については、甲及び乙が別途 協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

- ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から7日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生じる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
- イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額(土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額。以下同じ。)の償還を請求することができる。
- ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間でその支出した額又は 増価額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、 その支出した額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に 際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

#### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する 事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議の上、真にやむを得ないと認 められる場合は、この限りでない。

# (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用 しなければならない。

#### (10) 契約の解除

甲は、乙が該当土地を利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

#### (11) 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況については、毎事業年度の終了後3月以内に農業委員会あてに農地法施行規則第60条の2に定めるところにより報告しなければならない。

#### (12) 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置 を講ずべきことを勧告することができる。

- ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作 又は養畜の事業に常時従事しないとき。

#### (13) 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集 積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消す ものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃借権又 は使用貸借権の解除をしないとき。

イ 乙が(12)の勧告に従わなかったとき。

#### (14) 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙が、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原 状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するため に要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用により過失 が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りではない。

#### (15) 違約金の支払い

甲の責めに帰されない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙が、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。

#### (16) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じた事項は、甲、乙及び市が協議して定める。

別表 (解付)

		利用権を設定	定する土地	設定する	利用権			
利用権の設定 を受ける者	利用権を設定 する者	土地の所在地	現況地目	開始年月日	貸借料作物	権利の種類	内容(土地の利用目的を含む。)	借賃の支払の 方法
		工地の別在地	認定面積m²	終了年月日				
神戸市西区神 出町小東野53 -81 株式会社 ト ーホーファー ム 代表取締役 黒崎 泰司		西区神出町小 東野字遊岩 376 西区神出町小 東野字入道ノ 鼻 502-1	785	本公告日 令和8年3月31日	7,850円/1筆 11,500円/1筆	賃貸借権設定	水田として利用	毎年12月20日 までに月当該年 に係る情質の 全額を甲の指 定する預金口 座へ振り込む。

# 神戸市公告第1075号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和4年1月24日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和4年1月24日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ケーズデンキ北神戸鹿の子台店 神戸市北区鹿の子台北町8丁目2番6
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前)

	位	置	収容台数	
建物東側				307台
	合	計		307台

(変更後)

位置	収容台数
----	------

建物東側	60台
合 計	60台

#### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
建物北東側	174台
合 計	174台

#### (変更後)

位置	収容台数
建物北東側	10台
合 計	10台

# (3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

位 置	容量
建物南側	193立方メートル
合 計	193立方メートル

#### (変更後)

位 置	容 量
建物南側	57. 9立方メートル
建物東側	135. 1立方メートル
合 計	193立方メートル

- 3 変更する年月日
  - (1)、(2)については、令和4年8月25日
  - (3)については、令和4年1月31日
- 4 変更する理由
  - (1)、(2)については、店舗の駐車、駐輪需要に即した台数とするため。 (3)については、店舗の利便性向上のため。
- 5 届出年月日 令和3年12月24日
- 6 縦覧期間

令和4年1月24日から令和4年5月23日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

#### 神戸市公告第1084号

総合評価落札方式一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和4年1月26日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 入札に付する事項

委託名	神戸市納税案内センター業務委託
業務概要	一般的な納税に関する問合せ対応、市税口座振替に関する事務処理、納税勧 奨等の業務を一元的に行います。
履行場所	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号
履行期間	令和4年8月1日から令和7年7月31日まで(注1)

(注1) 令和4年5月1日より前事業者との引継期間とします。

2 担当部局

〒653-8762 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎5階 神戸市行財政局税務部収税課

TEL: 078-647-9472

Email: shuzei@office.city.kobe.lg.jp

3 入札手続の種類

この案件は、入札手続において提案書の提出を求め、入札者の提示する技術、専門的知識、 創意工夫等(以下「技術等」という。)と入札書記載金額(以下「入札価格」という。)を総 合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札案件です。

- 4 入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。) 次に掲げる条件をすべて満たすものとします。また、参加する事業者は単独企業とし、連 合体による参加は認めません。
  - (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
  - (2) 令和2・3年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。
  - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく 更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
  - (4) 入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
  - (6) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISO27001) を認証取得かつ一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC) によるプライバシーマークの付与認定を受けていること。
  - (7) 本市市税に滞納がないこと。
- 5 総合評価に関する事項

- (1) 入札価格に対する得点(以下「価格点」という。)の算出方法は次のとおりとします。 価格点=(1-入札価格/予定価格)×価格点に配分された得点の満点 ※小数点以下は切捨てするものとします。
- (2) 技術等に対する得点(以下「技術点」という。)については、落札者決定基準(別紙1)及び評価項目一覧(別紙2)に従い、評価するものとします。
- (3) 総合評価は、入札者の価格点と技術点を合計した値(以下「総合評価点」という。)をもって行います。
- 6 入札に必要な書類を示す場所等
  - (1) 入札に必要な書類を示す場所 本市ホームページにて掲載します。

URL https://www.city.kobe.lg.jp/a31463/nouzeiannaisenta.html

(2) 入札に必要な書類の掲載、交付期間及び方法

令和4年1月26日(水)から令和4年2月17日(木)まで、本市ホームページにて掲載します。本市ホームページへ掲載するほか、2の担当部局で配布します。

(担当部局での配布は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く 午前9時から正午、午後1時から午後5時)

7 入札参加資格の審査等

入札参加資格の審査の申請書等(以下「申請書等」という。)の詳細、入札参加資格の審 査及び結果の通知については、入札説明書を参照してください。

8 申請書等の提出期間及び提出場所

	令和4年2月17日(木)午後5時まで
	持参又は郵送により提出してください。郵送で提出する場合の郵送方法につ
	いては、一般書留又は簡易書留によることとし、それ以外の方法により郵送さ
111111111111111111111111111111111111111	れたものは受け付けません。
提出期間	郵送する場合は、令和4年2月17日(木)午後5時までに必着とします。また、
	不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しません。
	持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時から正午、午後1時から午
	後5時に間に持参してください。
提出場所	「2 担当部局」

#### 9 入札及び提案書の提出期間及び提出方法

令和4年3月7日(月)から令和4年3月11日(金)
午前9時から正午、午後1時から午後5時
ただし、令和4年3月11日(金)のみ、午前9時から正午までとします。
神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎5階
神戸市行財政局税務部収税課 担当:山本・上廻
持参により提出することとし、郵送及び電送(ファックス、電子メール等)
によるものは認めません。入札代理人が持参する場合は、別途委任状を提出

してください。

(1) 入札書(様式6)、業務費内訳書(任意様式)

入札書及び業務費内訳書を一の封筒に入れ、入札書に押印した印鑑と同じ印で封印してください。なお、封筒に「委託業務名」及び「入札書在中」並びに「入札参加者名」を記載してください。

(2) 提案書

提案書については入札書及び業務費内訳書の封筒とは別に提出してください。なお、封筒に「委託業務名」及び「入札参加者名」を記載してください。

# 10 開札の日時及び方法

日	時	令和4年3月11日(金)午後3時から				
場	所	析 神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎5階				
方	法	<ul><li>(1) 入札書は、上記の日時・場所において開札し、業務費内訳書は入札書の開札後に全ての入札参加者について確認を行うものとします。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとします。</li><li>(2) 提出した入札書及び業務費内訳書は、引換え又は取消しをすることができません。また、提出した提案書についても、追加、書換え、引換え又は撤回をすることができません。</li></ul>				

#### 11 プレゼンテーションの日時及び方法

	時	令和4年3月24日(木)または25日(金)(予定)				
日	阳	※日時が確定次第別途お知らせします。				
場	所	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号 新長田合同庁舎				
		(1) 審査は本市設置の「評価委員会」が行います。				
	法 等	(2) 各社に説明時間を15分、質疑応答時間を20分の計35分設けるものとします。				
方法		(3) 提出された提案書をもとに説明をしてください。新たな資料の提出等は認				
		めません。				
		(4) 集合時間、集合場所等の当日の詳細については、別途お知らせします。				

# 12 落札者の決定方法

- (1) 次のいずれの要件にも該当する者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とします。
  - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
  - イ 入札書及び業務費内訳書に入札無効となる事由がないこと。
  - ウ 提案書に失格となる事由がないこと。
  - エ 業務費内訳書の令和4年度の金額が46,612,000円以内であること。
  - オ 技術点において、評価項目一覧 (入札説明書別紙2)の評価項目「8-1地元企業、 準地元企業」を除いた評価委員の合計点の平均得点(小数点以下は切捨て)が5割(78 点)以上であること。
- (2) 総合評価点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点の高い者を落札者とします。こ

の場合において、技術点及び価格点ともに同点である者が2者以上あるときは、入札価格 が低い方を落札者とし、入札価格も同額である場合は、くじにより落札者を定めるものと します。くじの日時及び場所については、別途お知らせします。

- (3) 入札説明書記載の提案書作成要領に基づかない提案書については、評価の対象とせずに 失格とする場合があります。
- 13 入札保証金

神戸市契約規則(昭和39年3月規則第120号)第7条第2号の規定により免除します。

- 14 入札の無効
  - (1) 神戸市契約規則第12条各号に該当するとき。
  - (2) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とします。
  - (3) 9の方法によらないで提出された入札書及び業務費内訳書並びに提案書(期限までに到達しなかった場合を含む。)は、これを無効とします。
  - (4) 提出された書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を 落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとします。なお、入札参加資格がある と確認された者であっても、落札決定の時においてに4に規定する入札参加資格を満たさ なくなった場合は、入札参加資格のない者に該当するものとします。
  - (5) 業務費内訳書を確認し、記載すべき重要事項が欠けている、入札価格が予定価格と著しく乖離している等業務を確実に履行することができないと認められるときは、当該入札書は無効とします。業務費内訳書が添付されていない場合(4)の規定により無効となった場合を含む。)も、当該入札書を無効とします。
  - (6) 提案書の提出がない場合 ((4)の規定により無効となった場合を含む。) は当該入札を無効とします。
  - (7) 入札を無効とした場合は、当該入札書及び業務費内訳書は、返却しないものとします。
- 15 その他

詳細は入札説明書をご覧ください。

#### 神戸市公告第1085号

令和3年8月27日付け神戸市公告第536号 「神戸市役所本庁舎2号館再整備事業」の一般競争入札(総合評価落札方式)について、一部内容を変更しますので、次のとおり公告します。 令和4年1月27日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告第536号の内容を変更する箇所は、次の下線で示す箇所です。

- 5 参加資格確認申請時提出書類の受付期間
  - (1) 受付期間:令和3年10月4日(月)~<u>令和4年3月31日(木)17時</u> ただし、郵送の場合は、令和4年3月30日(水)必着とする。
  - (2) (省略)
  - (3) (省略)

- 6 入札時提出書類の提出期間等
  - (1) 提出期間: <u>令和4年4月25日(月)~令和4年4月28日(木)17時</u> ただし、郵送の場合は、令和4年4月27日(水)必着とする。
  - (2) (省略)
  - (3) (省略)
- 7 落札者の決定
  - (1) 入札書の開札日令和4年5月2日(月)
  - (2) (省略)
  - (3) 審査結果の公表

審査の結果は、<u>令和4年7月頃</u>にすべての入札参加者に対して通知するとともに3の本 事業のホームページにおいて公表する。

- 12 Summary
  - (1) (省略)
  - (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 5:00 P.M. <u>31 March 2022</u> (application forms and relevant documents for the qualification submitted by mail <u>30 March 2022</u>)
  - (3) Period for the submission of tenders: From <u>25 April to 5:00 P.M. 28 April 2022</u> (tenders submitted by mail 27 April 2022)
  - (4) (省略)

#### 神戸市公告第1098号

当該開発区域(工区)の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和4年2月8日

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区岩岡町岩岡字中筋1464番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 川崎市高津区末長2丁目6番21号 メゾンデシブヤ1 進藤 武史 進藤 博美
- 3 許可番号令和3年9月17日 第8012号

#### 神戸市公告第1099号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市垂水区名谷町字横尾1835番2、1835番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市中央区元町通4丁目5番10号 播交キャピタル株式会社 代表取締役 小谷陽亮
- 3 許可番号

令和3年9月22日 第8013号 (変更許可 令和3年11月29日 第2003号)

# 神戸市公告第1100号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市東灘区住吉浜町19番1の内1工区
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号 生活協同組合コープこうべ 代表理事 岩山利久
- 3 許可番号

令和3年10月20日 第8017号

# 神戸市公告第1101号

神戸市港湾施設条例(昭和48年4月1日条例13号)(以下、「条例」という。)第2条に定める神戸港港湾施設において、条例19条に規定する市長の許可を得ずに駐車し物件を放置する禁止行為があったため、港湾法(昭和25年法律218号)第56条の4第2項および第3項に基づき保管している。保管した工作物等について、所有者、占有者その他権原を有する者(以下、「所有者等」という。)の氏名および住所を確知することができないため、港湾法施行規則(昭和26年11月22日運輸省令第98号)第33条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

#### 1 保管した工作物等

管理	保管した工作物等の名称、種類、形状及び数量				
番号	自動車 登録番号等	車種	車体色	形状	数量
M21065	神戸582 ち32-55	スズキ ワゴンR	銀	乗用車	1
M21081	神戸582 か11-04	三菱 e k ワゴン	白	乗用車	1

- \*管理番号は、港湾局神戸港管理事務所が整理の必要上、付した番号です。
- 2 保管した工作物等が駐車または放置されていた場所 (M21065、M21081) 神戸市灘区摩耶埠頭(摩耶埠頭内の道路上)
- 3 保管を始めた日

令和4年1月20日

4 保管した工作物等の返還手続き

工作物等は神戸市が保管します。6か月の期間を過ぎると処分します。

当該物件の鍵など、その他所有者等であることを証する物を提示しなければならない。また、保管した工作物等の所有権等の権原を有することを証する書面を神戸市港湾局神戸港管理事務所に提出すること。

5 問い合わせ先

神戸市中央区港島中町4丁目1番1号(ポートアイランドビル6階) 神戸市港湾局神戸港管理事務所

電話078-304-2502

#### 神戸市公告第1102号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市北区谷上南町3番4
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市北区山田町上谷上字中ノ手39番地 辻 紀子
- 3 許可番号

令和3年10月8日 第8016号

#### 神戸市公告第1103号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称神戸市北区上津台6丁目21番1、21番2、21番3、21番22、21番23、21番24
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号 ヤマト住建株式会社 代表取締役 西津 昌廣
- 3 許可番号令和3年7月16日 第8007号

# 神戸市公告第1104号

次の開発区域(工区)の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 神戸市西区伊川谷町潤和字堂後874番2、875番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神戸市西区伊川谷町潤和874番地 竹内 光子
- 3 許可番号

令和3年11月19日 第8021号

#### 神戸市公告第1105号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による神戸国際港都建設道路事業の認可の告示 (令和3年兵庫県告示)があったので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

令和4年2月8日

施行者の名称

神戸市

- 2 都市計画事業の種類及び名称 神戸国際港都建設道路事業
  - 3.4.96号 星陵台舞子坂線
- 3 事務所の所在地 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 事業地の所在
  - ア 収用の部分 変更なし
  - イ 使用の部分

なし

#### 神戸市公告第1106号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第62条第1項の規定により兵庫県知事から次の都市計 画事業の認可に係る事業地を表示する図面及び設計の概要を表示する図書の写しの送付を受け たので、同条第2項の規定により当該図書の写しを神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号神戸市 建設局道路工務課において公衆の縦覧に供します。

令和4年2月8日

神戸市長 久 元 喜 造

5632

- 1 施行者の名称
  - 神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 神戸国際港都建設道路事業
  - 3.4.96号 星陵台舞子坂線
- 3 事業施行期間 昭和47年6月6日から令和5年3月31日まで
- 4 事業地
  - ア 収用の部分 変更なし
  - イ 使用の部分

なし

# 区 役 所

# 神戸市北区公告第52号

行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年3月28日法律第93号)第9条の規定により、行旅死 亡人を次のとおり公告します。

令和4年1月21日

神戸市北区長 谷 真 行

本籍・住所・氏名 不詳
 性別 女性

3 特徴 身長148cm、白髪、顔面は濃い灰赤褐色に変色

4死亡年月日(推定)令和3年10月25日頃(推定)5発見年月日令和3年11月11日午後9時6分

6 発見場所 神戸市北区有野中町3丁目16番18-310号 島津英子方

7 死因 急性虚血性心疾患 (疑)

8 遺留金品等 発見時は全裸状態。現金97,241円

# 水 道 局

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。 令和4年1月25日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第24号

(5)、(6) [略]

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程 神戸市水道局職員安全衛生委員会規程(昭和63年3月水道管理規程第8号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

# 改正後 改正前 (調査審議事項) (調査審議事項) 第3条 委員会は、次に掲げる事項を 第3条 委員会は、次に掲げる事項を 調査審議し、水道事業管理者(以下 調査審議し、水道事業管理者(以下 「管理者」という。)に意見を述べ 「管理者」という。)に意見を述べ ることができる。 ることができる。 $(1) \sim (3)$ [略] $(1) \sim (3)$ [略] (4) ブロック委員会、本局安全衛生 (4) ブロック委員会、本局安全衛生 委員会及び中部庁舎安全衛生委員 委員会及び検討委員会の報告及び 会並びに検討委員会の報告及び意 意見の調査審議に関すること。 見の調査審議に関すること。

(5)、(6) [略]

(組織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。
  - (1)、(2) [略]
  - (3) 営業担当部長
  - (4) [略]
  - (5) 経営企画課長
  - (6)、(7) [略]
  - (8) 営業課長
  - <u>(9)</u>、<u>(10)</u> [略]

(調査審議事項)

第14条 職場委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、ブロック委員会(本局安全衛生委員会及び中部庁舎安全衛生委員会においては委員会)に意見を述べることができる。

 $(1) \sim (6)$  [略]

別表第1 ブロック安全衛生委員会

委員会の	構成する職場安全	担当課
名称	衛生委員会	
センター	[略]	配水課
ブロック		
安全衛生		
委員会		
[略]	[略]	[略]

別表第2 職場安全衛生委員会

(組織)

- 第4条 委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。
  - (1)、(2) [略]
  - (3) [略]
  - <u>(4)</u>、<u>(5)</u> [略]
  - (6) 配水課長
  - (7) 監理担当課長
  - <u>(8)</u>、<u>(9)</u> [略]

(調査審議事項)

- 第14条 職場委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、ブロック委員会(本局安全衛生委員会においては委員会)に意見を述べることができる。
  - $(1) \sim (6)$  [略]

別表第1 ブロック安全衛生委員会

委員会の	構成する職場安全	担当課
名称	衛生委員会	
センター	[略]	お客さ
ブロック		まサー
安全衛生		ビス課
委員会		
[略]	[略]	[略]

別表第2 職場安全衛生委員会

委員会の	構成する事業所等	委員長
名称		
東部セン	[略]	所長_
ター安全		
衛生委員		
会		
[略]	[略]	[略]
垂水セン	[略]	所長_
ター安全		
衛生委員		
会		
[略]	[略]	[略]
本局安全	経営企画課	[略]
衛生委員	政策調整課	
会	営業課	
	配水課	
	施設課	
	※上記の所属で、本	
	庁に勤務する職員	
中部庁	営業課	営業担
舎安全	[ 配 水 課	当部長
衛生委	※上記の所属で、中	
員会	 部庁舎に勤務する職	
	員	

委員会の	構成する事業所等	委員長
名称		
東部セン	[略]	工事担
ター安全		当課長
衛生委員		
会		
[略]	[略]	[略]
垂水セン	[略]	センタ
ター安全		一担当
衛生委員		課長_
会		
[略]	[略]	[略]
本局安全	経営企画課	[略]
衛生委員	政策調整課	
会	お客さまサービス課	
	配水課	
	施設課	

附則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水 道局職員安全衛生委員会規程の規定は、令和4年1月1日から適用する。

# 神戸市水道公告第97号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和4年1月26日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

# 1 入札に付する事項

工事名	寺谷連絡管流量制御室流量制御盤他更新工事
工事場所	神戸市西区櫨谷町寺谷字中山735-55 寺谷連絡管流量制御室
完成期限	令和 4 年10月31日
工事概要	本工事は入水電動弁更新 (別途施工) に伴う電気設備の更新を行うもので、 更新に伴う機器製作・納入・据付・配線配管及び安定動作に至る試験調整を含むものとする。 なお、本工事で製作する流量制御盤及び受電・計測器盤は自社製作品とする。
前払金	全体の請負金額の4割以内(中間前払いは2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行なう事後審査型を適用する。

# 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
	電気工事業に係る建設業の許可
建設業の許可	下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以上になる
	場合は、特定建設業許可を要します。
	上水道施設において、入水制御設備(自社で製作した制御盤を用いたも
	のに限る)の新設または更新において、平成18年度以降に元請として完成
施工実績	させた施工実績があること。
	ただし、補修工事又は現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同
	企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
	(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
	(2) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、
	開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)であ
	る場合、次の要件を満たしていること。
その他	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合
-C 07 IE	格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で
	あること。
	・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
	(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調
	査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落

札決定後契約前である場合も含む。) である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し検査に合格した、契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事(1)実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

# 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

		令和4年1月26日(水)~2月4日(金)
		紙書類の提出は、神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2
	11 11 11	条第1項各号に掲げる本市の休日(以下「本市の休日」という。)を除く午前
17	提出期間	9時~正午、午後1時~午後5時
		(郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課
		必着。)
	提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

	日 時	第1日目 令和4年2月7日(月)午前9時~午後8時
		第2日目 令和4年2月8日(火)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	\ <del>/+</del> :	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	方 法	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

#### 7 開札の日時及び方法

目	時	令和4年2月9日(水)午前10時30分
方	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行

するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札候補者がある場合

「保留通知書」 「取止め通知書」

イ 入札を打ち切る場合

### 8 入札保証金

神戸市水道局契約規程(昭和39年4月水道管理規程第9号)第12条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

# 交 通 局

### 神戸市交通公告第67号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和4年1月21日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

### 1 入札に付する事項

工事名	西神中央駅照明設備改修工事
工事場所	神戸市西区糀台5丁目
完成期限	令和4年8月25日
工事概要	西神中央駅の電灯設備改修工事を行う工事一式
前払金	初年度に全体の請負金額の4割以内(中間前払金は2割以内)の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

# 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
	電気工事業に係る建設業の許可
建設業の許可	ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円) 以上になる場合は、特定建設業許可を要します。
	電気一般A又はB
等級	ただし,入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度	電気一般の総合点数が940点以上
神戸市競争入札 参加資格の点数	ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事 請負入札参加資格における総合点数をいう。
	(1) 神戸市内に本店を有すること。
	(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
	(3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事
	を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)
	である場合、次の要件を満たしていること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査
	に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以
	上であること。
	・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
	(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する
	調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工
その他	中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満
	たしていること。
	・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査
	に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以
	上であること。
	・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
	※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において
	入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した
	工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
	※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方
	式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「評価を表現した。
	合には「受付最終日」と読み替えること。

# 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

# 5 入札参加申込書の提出方法

		令和4年1月21日(金)~2月1日(火)
	<b>运</b>	※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
	受付期間	に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
		午後8時)
	提出場所	契約監理課

# 6 入札の日時及び方法

	日	時	第1日目 令和4年2月2日(水)午前9時~午後8時
			第2日目 令和4年2月3日(木)午前9時~午後3時
	方	法	電子入札システムに、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入 札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」 を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明
			書等によります。

# 7 開札の日時及び方法

日	時	令和4年2月4日(金)午前10時30分	
	法法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札シ	ステムにより発行
方		するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	ドカンマ ム <del></del>
		ア 落札候補者がある場合 「保	留通知書」
		イー入札を打ち切る場合	止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

### 9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

### 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホーム

ページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

# 神戸市交通公告第68号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和4年1月21日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

# 1 入札に付する事項

工事名	工 事 名 西神・山手線 新長田駅大規模改修工事		
工事場所	神戸市長田区松野通1丁目他		
完成期限	令和6年3月15日		
工事概要	1. 地下2階(ホーム階)内装改修工事 2. 地下1階(コンコース階)内装改修工事 3. 地上東出入口上屋建替工事		
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内 (中間前払金は2割 以内)の額を支払う。		
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。		

# 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可 下請契約の合計金額が6,000万円以上となる場合には、特定建設業の許可を必要とします。
等級	建築一般 A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請 負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準じるものを有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、 開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で あること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調

査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落 札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしてい ること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
- ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
- ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。

# 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

	受付期間	令和4年1月21日(金)~2月10日(木)
		※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号
		に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内(午前9時~
		午後8時)
	提出場所	契約監理課

### 6 入札の日時及び方法

	時	第1日目 令和4年2月14日(月)午前9時~午後8時
目	时	第2日目 令和4年2月15日(火)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
-	<b>&gt;</b>	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
方	法	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

# 7 開札の日時及び方法

日	時	令和4年2月16日(水)午前10時30分	
+:	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行	
	法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	

ア 落札候補者がある場合 イ 入札を打ち切る場合

「保留通知書」 「取止め通知書」

### 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

### 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

#### 神戸市交通公告第69号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167 条の6及び神戸市交通局契約規程 (昭和51年8月交規程第15号。以下「規程」という。) 第4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和4年1月27日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

1 入札に付する事項

交通局所管物件(有野営業所跡地)の売払い (土地)

所 在 地	地目	用途地域	面積(m²)
神戸市北区有野台8丁目30番2	宅地	第1種低層住居専用地域	2, 700. 77m²

(予定価格) 50,000,000円

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 神戸市における不動産の売払いに係る契約手続において次の事項のいずれかに該当する

と神戸市交通局が認めたときから2年を経過しない者。その者を代理人、支配人その他の 使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とします。

- ア 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若し くは不正の利益を得るために連合したとき。
- イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。
- ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- エ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき。
- オ 神戸市における競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (3) 買受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- (4) 次の事項のいずれかに該当すると認められる者
  - ア 神戸市から直接に、又は第三者を経由して不動産を買受け、又は借受けた者で、当該 不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めに違反した者
  - イ アに該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者
  - ウ ア又はイに該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会に非難されるべき関係を有している者(神戸市交通局契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日管理者決定)第5条に該当する者)
- 3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル (郵便番号652-0855) 神戸市交通局営業推進課 (電話番号078-984-0131) (以下「営業推進課」という。)

- 4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法
  - (1) 交付期間

令和4年1月27日(金)から2月2日(水)まで(土曜、日曜、休日を除く。) 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 交付場所 営業推進課
- (3) 交付方法 無料交付
- 5 入札参加申込みの日時及び場所
  - (1) 入札参加申込みの日時 令和4年2月3日(木)から2月4日(金)まで 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (2) 入札参加申込みの場所 営業推進課

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期限内に申込みをした者に限ります。

- 6 入札の日時、場所及び方法
  - (1) 入札の日時

令和4年2月21日(月)から2月25日(金)まで(土曜、日曜、休日を除く。)午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 入札の場所

営業推進課

(3) 入札の方法

営業推進課が交付する所定の入札書により入札すること(郵送又は持参すること。)

- 7 開札の日時及び場所
  - (1) 開札の日時

令和4年2月28日(月)午後1時30分より

(2) 開札の場所

神戸市兵庫区御崎町1丁目2番1号 御崎Uビル1階 神戸市交通局 大会議室

- 8 入札保証金に関する事項
  - (1) 入札保証金の額は、2,500,000円とします。
  - (2) 入札に参加する者は、事前に営業推進課が交付する所定の納入通知書により入札保証金を納付してください。
- 9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書が所定の日時を過ぎて到着したとき。
- (2) 入札参加申込書兼誓約書もしくは入札保証金提出書の提出がないとき。
- (3) 最低売却価格(予定価格)に達しない金額をもって入札したとき。
- (4) 入札書の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (5) 入札書に記名及び実印(委任する場合は委任状で届け出た受任者印)の押印がないとき。
- (6) 入札書の金額の前に「¥」マークがないとき。
- (7) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (8) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (9) 入札者又はその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (10) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (11) 交通局から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (12) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。
- (13) 入札書の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

#### 10 その他

- (1) 本件契約の詳細については、実施要領で確認してください。
- (2) 落札者の決定の方法

落札者は、規程第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもっ

て入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、 直ちに、くじにより落札者を決定します。

(3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和4年3月11日(金)までに行います。

(4) 入札の実施要領の概要は、神戸市交通局ホームページで見ることができます。 (https://www.city.kobe.lg.jp/kurashi/access/kotsukyoku/index.html)

# 神戸市交通公告第70号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。 令和4年1月26日

神戸市交通事業管理者 城 南 雅 一

# 1 入札に付する事項

工事名	西神・山手線 新長田駅大規模改修電気設備工事				
工事場所	神戸市長田区松野通1丁目				
完成期限	令和6年3月15日				
工事概要	西神・山手線 新長田駅大規模改修工事に伴う、電気設備工事一式				
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内 (中間前払金は2割 以内)の額を支払う。				
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。				

# 2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可 ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築工事の場合は6,000万円)以 上になる場合は、特定建設業許可を要します。
等級	電気一般 A ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請 負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。 ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上で

あること。

- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。
- (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。
  - ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に 合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で あること。
  - ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。
  - ※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入 札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事 を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
  - ※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式 である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合に は「受付最終日」と読み替えること。
- 3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所本庁舎 1 号館 2 階 契約監理課 (電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和4年1月26日 (水)~2月10日 (木) ※神戸市の休日を定める条例 (平成3年3月条例第28号) 第2条第1項各号 に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内 (午前9時~ 午後8時)
提出場所	契約監理課

# 6 入札の日時及び方法

	時	第1日目 令和4年2月14日(月)午前9時~午後8時
目	时	第2日目 令和4年2月15日(火)午前9時~午後3時
		電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について
方	法	「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付
	14	票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札
		説明書等によります。

### 7 開札の日時及び方法

日	時	令和4年2月16日(水)午前10時30分				
		開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行				
		するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。				
方	法	ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」				
		イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」				
		ウ 再入札の場合 「再入札通知書」				

### 8 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。
- 10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手 方との随意契約により締結する予定の有無

無

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/) により見ることができます。

# 監 査 委 員

#### 監査公表第6号

令和4年2月8日

 神戸市監査委員
 細 川 明 子

 同
 藤 原 武 光

 同
 山 本 嘉 彦

 同
 山 口 由 美

# 監査公表

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査について、同条 第9項の規定により下記の内容について別紙のとおりその結果に関する報告を公表します。

記							
<b>令和3年度財務定期監査(1)</b> 市長室、会計室、建築住宅局、	,区役所、	消防局		監査報告第7号			